

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

路線名	百二十五号
供用開始の区間	行田市大字荒木字石橋二八九番一地先から 同市大字小見字観音前通一五一九番一地先まで
供用開始の期日	平成二十八年七月二十八日
備考	道路改築工事。 昭和六十三年一月十九日付け埼玉県告示第六十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一二四〇・〇〇メートル